

弁護士法人

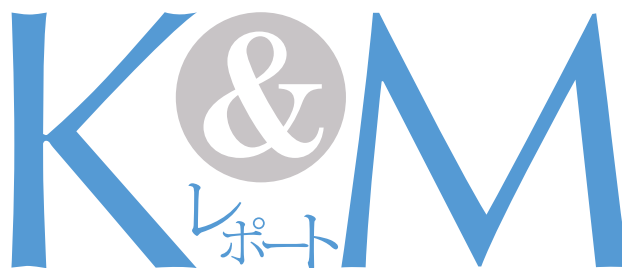
小寺・松田法律事務所

札幌事務所

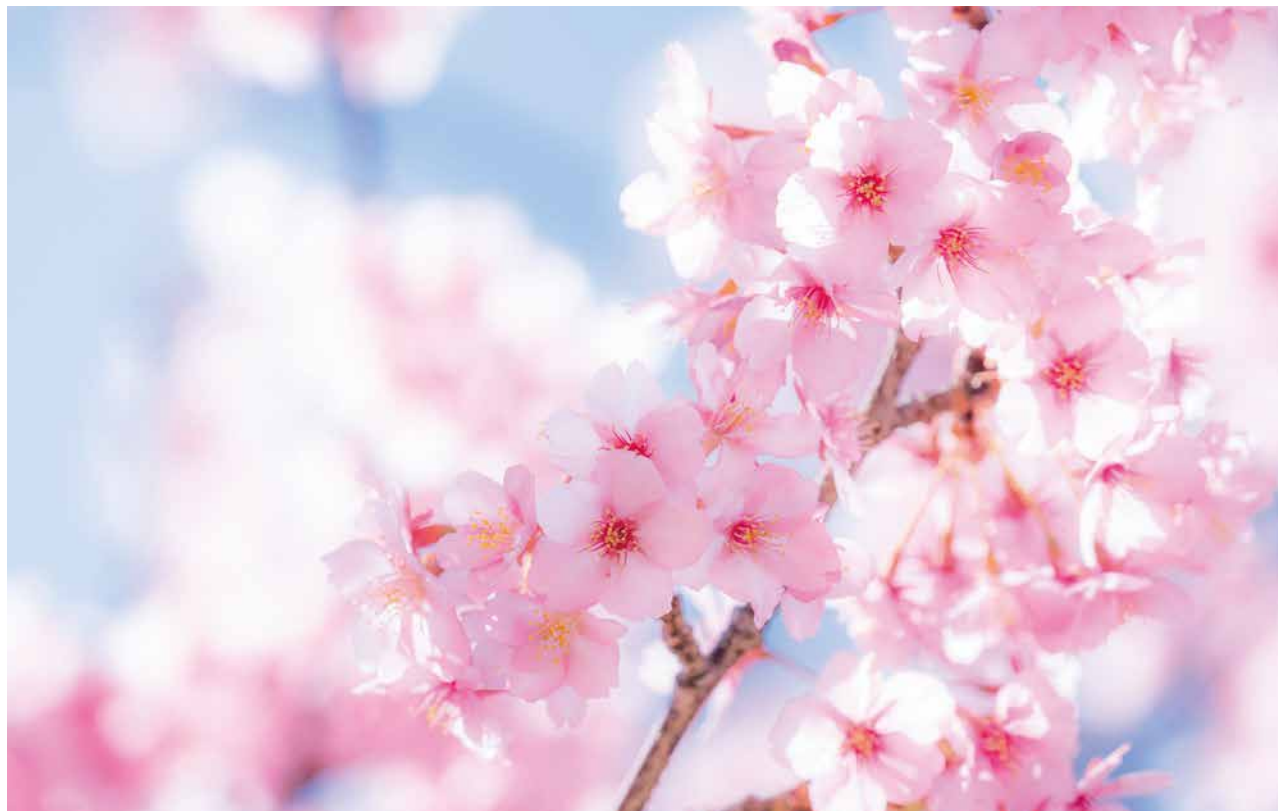
〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL.011-281-5011 FAX.011-281-5060

<https://kmlaw.jp>



発行：令和7年4月 Vol.40



多様な価値観が交流し、 未来社会が豊かになりますように

いのちの輝く未来社会のデザインをテーマに、大阪夢洲において、6か月間にわたり、大阪・関西万博が開催されます。

万博では、国際色豊かなパビリオンにおいて、「いのち」について考えたり、未来社会を体験できる最新技術などが展示されるということです。

近時、地震や山火事などの大災害、武力を伴う紛争など、突然いのちを脅かすような出来事が繰り返し発生しています。

様々な国々の方々が参加されることで、世界の多様な価値観が交流し合い、新たなつながりや創造を促進されること、未来社会の最新技術が、世界的な危機を乗り越え、一人ひとりの命を守るために活用されること、「いのち」の在り方、生き方を見つめ直す契機となり、未来への希望が満ちてくるようなイベントになることを願っています。

私たちの法律事務所でも、日々、命にかかわる事件や事故の法律問題を取り扱っています。そのような問題においても、未来への希望のためのお手伝いができるように取り組んでいきたいと思えます。

さて、私事ですが、令和7年3月31日をもって札幌弁護士会会長の任期を終えることができました。在任中は、様々な公益活動や政策実現のための活動にも携わりました。これらの活動で得た知見を、クライアントの皆さまのお役に立てられるよう活かしていきたいと考えております。ご支援いただいた皆さまに厚く御礼を申し上げます。



弁護士法人小寺・松田法律事務所
弁護士 松田 竜

カスハラへの対応策は、 まず社員を守る発想から

滝川事務所長 弁護士
村田 雅彦



1 カスハラとは

カスハラ(カスタマー・ハラスメント)については、現在のところ、法律で定められた定義はありません。北海道カスタマー・ハラスメント防止条例や厚生労働省のカスタマー・ハラスメント対策企業マニュアルでは、「顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの」がカスハラであると定義しています。

2 カスハラの判断基準

カスハラにあたるかどうかは、①クレーム・言動の要求の妥当性、②実現のための手段の相当性、③労働者に対する影響、などを考慮して判断します。

1で説明したカスハラの定義の中で、「顧客」ではなく、「顧客等」となっているのは、実際に商品やサービスを利用した者だけでなく、将来その企業の商品やサービスを利用する可能性のある潜在的な顧客を含ませるためです。

また、「当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なもの」の文言については、顧客の要求の内容が妥当かどうか、当該クレーム・言動の手段・態様が社会通念上不相当であるか総合的に勘案して判断すべきであるという意味合いです。

3 カスハラの具体例

「顧客等の要求の内容が妥当性を欠く場合」の具体例としては、企業の提供する商品・サービスに不具合・過失が認められない場合や要求の内容が企業の提供する商品・サービスとは関係がない場合が挙げられます。

次に、「要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当である」とされる場合は、①要求内容の妥当性を問わず不相当とされる可能性が高いものの②要求内容の妥当性に照らして不相当とされる場

合があるものに分けられます。

前者の①の具体例としては、身体的な攻撃、精神的な攻撃、威圧的な言動、土下座の要求、継続的な執拗な言動、差別的な言動、拘束的な言動、性的な言動、従業員個人への攻撃、要求が挙げられます。

後者の②の具体例としては、商品交換の要求、金銭補償の要求、土下座以外の謝罪の要求が挙げられます。

4 カスハラと関連する法律

カスハラが行われた場合、カスハラを行った顧客側は、傷害、暴行、脅迫、恐喝、強要、名誉毀損、侮辱、業務妨害、不退去などの刑法犯に問われる可能性や、各種軽犯罪法違反の犯罪に問われる可能性があります。

また、会社や当該従業員に対して、不法行為による損害賠償責任を負う可能性もあります。

5 企業に求められるカスハラ対策

企業は、従業員に対して安全配慮義務があり、そのため、適切な対策を準備する必要があります。

具体的には、①企業として悪質なカスハラから従業員を守る姿勢を明確にする、②カスハラに対しては組織として対処し、その担当者だけに当該顧客との対応をさせないようにする、③カスハラに対するマニュアルを作成し、これを従業員に周知徹底し、迅速な対応への準備をすること、④被害を受けた従業員の相談に乗ったり、精神的なケアを行うための体制を整備することなどが求められます。

今後、カスハラに関する法整備も予想され、企業がとるべき具体的な対策も明確になるものと思われます。

企業としては、必要な対策をとらなければ、カスハラの被害を受けた従業員から安全配慮義務違反等を根拠とする損害賠償請求を受けることも考えられますので、早期に準備に着手することが必要です。

経営者の住所の一部を 非表示にすることが可能になりました

弁護士
阿部 太陽



株式会社の代表取締役、代表執行役または代表清算人は、会社法上、住所の登記が義務付けられています。そのため、これまでは会社と関係のない第三者であっても登記事項証明書等を確認することで、代表取締役等の住所を知ることができる状態になっていました。しかし、住所が公開されることに対する抵抗感や、起業への躊躇、ストーカー等の被害、過度な営業行為の誘発などの懸念が高まっている状況にありました。

このような状況を踏まえ、令和6年10月1日から、「代表取締役等住所非表示措置」が施行されました。この措置は、代表取締役等の住所が登記すべき事項に含まれる登記を申請する際に、所定の書面を添付して申し出を行うことで、登記事項証明書等における代表取締役等の住所を一部非表示にすることができるというものです。この申し出を行うことで、代表取締

役等の住所について市町村（東京都の場合は特別区、政令指定都市の場合は区）までが表示されることとなり、それ以下の部分については表示されないこととなります。この措置によって代表取締役等のプライバシー保護や、起業の促進につながる事が期待されています。

もっとも、代表取締役等の住所が登記事項であることはこれまでと異なりません。そのため、上記の措置を講じている場合であっても、代表取締役等の住所に変更があった場合には、その旨の登記を行う必要があります。また、上記の措置が講じられている場合、登記事項証明書等では会社代表者の住所を証明することができないため、取引の内容によっては追加資料を求められる場合があります。

このような点に留意しながら、利用を検討する必要があります。

従業員の引き抜きについて

苫小牧事務所長 弁護士
中野 正敬



転職による人材の流動化を背景に、同業他社に転職したり、現在の勤務先から独立することは珍しくなくなりました。

このような場合に、勤務先の従業員を勧誘して転職を誘ったり、あるいは、引き抜き行為を行うようなことが見られますが、法的に問題となる場合があります。

まず、会社の従業員等が、転職や独立に向けて、未だ会社に在籍中にもかかわらず、他の従業員の引き抜き行為を行うことは、労働契約上の債務不履行や不法行為に該当する可能性があります。

すなわち、労働契約において、労働者は、会社（使用者）の正当な利益を不当に侵害しないように配慮して行動するという誠実義務を負うと理解されておりますので、在籍中に他の従業員に対する引き抜き行為等を行うことは、誠実義務に違反しうることになるからです。ただし、あらゆる引き抜き行為等が誠実義務違反とな

るわけではなく、裁判例では、単なる勧誘の範囲を超え、著しく背信的な方法で行われ、社会的相当性を逸脱している場合に違法性を肯定するものがあります。

一方、退職後の元従業員による引き抜き行為等については、会社に対する誠実義務は退職により終了していることとなりますので、当然に違法性のある行為とは評価できません。もっとも、裁判例では、自由競争の範囲を明らかに逸脱した場合、あるいは、著しく社会的相当性を欠く手段、態様で行われた場合に違法性を肯定する例があり、在籍中の場合と比較すると、より悪質な場合に違法性が認められているとも考えられます。

一般論では、このように言えるとしても、具体的事案において引き抜き行為等の違法性が問えるのかは、種々の事情の総合考慮によるため、お悩みの場合はご相談下さい。

同性パートナーの犯罪被害者等給付金の受給権

～「家族」を考える一素材として～

岩見沢事務所長 弁護士
小野田 充宏



1 婚姻届を提出してはいないものの、夫婦と同じように生活しているカップルがいます。内縁関係とか事実婚などと言われますが、婚姻届を提出していなくとも、夫婦としての共同生活を送っている実態がある場合には、例えば内縁関係を解消する場合には離婚のときと同様に財産分与を認めるとか、一定範囲で法律上の婚姻に準じて取り扱うべきものと解されています。

このほかにも、個別の法律で内縁パートナーに法律婚における配偶者と同様の権利が保障されていることもあります。

例えば、遺族年金を受給できる第1順位者は「配偶者」ですが、年金の受給権者を定める各法律では「この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする」などとされています。健康保険等の被扶養者となる「配偶者」についても同様です。この「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」の典型例は事実婚(内縁関係)のパートナーです。

ただ、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」といっても、婚姻届を出そうと思えば出せるにもかかわらず出していないカップルだけでなく、そもそも出すことができないカップルもいます。日本の法律では「重婚」や「近親婚」は禁止されていますので、内縁カップルの一方が別の人と法律婚をしていたり、内縁カップルが3親等内の血族である場合には、そもそも婚姻届を出そうと思っても出すことができません。大雑把にいうと、婚姻届を出そうと思えば出せる内縁カップルについては広く遺族年金等の受給権や健康保険等の被扶養者の地位が認められてきましたが、婚姻届を出そうと思っても出せない内縁カップルについては、そもそもそのような関係を保護すべきに問題があり得るため、より限定的に考えられてきました。

2 では、同性カップルの場合はどうでしょうか。この問題はこれまであまり議論がなされてきませんでした。同性カップルの一方が殺害されたケースで、そのパートナーが犯罪被害者等給付金の支給制度に基づき遺族給付金の支給を求めた事案でこれが正面から問われました。この給付金の支給制度を定める法律では、遺族給付金の第1順位の受給権者は「犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)」とされているのですが、同性パートナーも括弧書きの「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に当たるとして遺族給付金の支給を申請したものの、愛知県公安委員会は犯罪被害者とパートナーが同性であることを理由に不支給の裁定をしたため、同性パートナーがその裁定の取消しを裁判所に求めたものです。

一審(名古屋地裁)と原審(名古屋高裁)では、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」につき、死亡した犯罪被害者との間において民法上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者も受給権者とするものであり、婚姻の届出ができる関係であることが前提となっている、として、そもそも同性婚が認められておらず、婚姻の届出をすることができない同性パートナーはこれに該当しないと判断しました。

これに対し、最高裁(令和6年3月26日判決)は、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的が犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減するなどして犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することにあるとした上で、同性パートナーであっても法律婚や異性間内縁カップルのパートナーと同様に精神的、経済的打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることを理由に、同性パートナーも「婚姻の届出をしていないが、事実

上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当し得る、との判断を示しました。

それぞれの法律の目的は異なりますが、遺族年金等の受給権者や健康保険等の被扶養者についても、この最高裁の判断が同性パートナーを含める方向で影響を与える可能性があります。

3 さらに進んでいわゆる「同性婚」を認めるべきか等、近時、「家族」というものをめぐる問題が法的にも政治的にもより大きなテーマになってきているように思われます。

例えば「選択的夫婦別氏(べつうじ)制度」もそのような問題の一つです。この制度は、「氏」は「家族」にとって本質的ではなく、それよりも個人のアイデンティティや選択の自由こそが大事と考えるリベラルな立場から主張されているように思われがちですが、そうとは限らず、例えば、「氏」は祖先、特に父方の祖先からの系譜のラベル(「〇〇家代々の墓」などというときの、連綿と続く父系血族を表す家名)であり、夫はその父の、妻はその父の氏を婚姻後も名乗ってそれぞれの家

名を守ることができるようにすべきと考える人から主張されることもあります(この問題は、夫婦同氏制度を守ろうという立場を含めて、書くべきことが多いので、また機会とご要望があればご紹介しましょう。)

このように、「家族」というものをどう捉えるのか、そして法は「家族」のどのような利益をどのような範囲で守るべきなのかという問題は、考慮に入れるべきファクターも多く、また、それぞれの価値観によるところも大きいため、簡単な問題ではありませんが、今回紹介した最高裁判決や、これから示されるであろう同性婚訴訟についての最高裁の判断なども踏まえて、一層考察を深めていきたいと思います。



刑法が改正され「拘禁刑」が創設されました

弁護士
古川 将大



令和7年6月1日施行の改正刑法により、従来の「懲役刑」(従来の刑法12条)と「禁錮刑」(従来の刑法13条)が統合され、新たに「拘禁刑」(改正刑法12条)が創設されます。この改正は、受刑者の社会復帰、更生及び再犯防止の効果をより一層促進することを目的としています。

従来の懲役刑と禁錮刑の違いは、懲役刑は刑務作業が義務付けられ、禁錮刑は作業が任意とされている点が挙げられます。しかし、実際には禁錮刑の受刑者も多くが任意で作業に従事しており、両者の区別が形式的なものとなっていました。この状況を踏まえ、刑罰を一本化し、受刑者一人ひとりの特性や更生の必要性に応じた柔軟な処遇を可能にするため、拘禁刑が創設されたのです。

例えば、知的な問題を抱えている受刑者や若年受

刑者に対しては、刑務作業をさせるよりも、教育や職業訓練を受ける機会を提供した方が当該受刑者らの社会復帰に資するものと考えられます。

受刑者が必要な教養やスキルを身につけることで、受刑者の社会復帰が促進されるだけでなく、更生や再犯防止といった効果も期待することができます。

今回の刑法改正によって、受刑者の社会復帰、更生及び再犯防止という効果の促進といった刑罰の目的に沿った処遇が可能となり、刑事司法制度の一層の充実が図られることとなります。

この改正は、刑罰の在り方を見直し、受刑者の社会復帰、更生及び再犯防止を重視する現代の刑事政策の方向性を示す重要な一歩となります。

刑罰制度の改善を通じて、より安全で公正な社会の実現が期待されるものと思われます。

「相続土地国庫帰属制度」について

弁護士
細谷 祐輔



相続または遺贈によって土地の所有権を取得した相続人は、一定の要件を満たした場合、所有を希望しない土地を手放して国庫に帰属させることができます。「相続土地国庫帰属制度」と言われるこの制度は、相続等によって将来所有者が不明な土地が発生することを予防する目的で令和5年4月27日より施行されています。

制度を利用できるのは、相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人です。遺贈を受けても相続人でない場合は利用できません。

また、国庫に帰属させることができるのは土地だけで、建物は対象外です。

制度の利用を希望する場合、法務局での事前相談を経て法務大臣に対する承認申請書を土地所在地を管轄する法務局に提出します。

しかし、どのような土地でも国庫に帰属させることができるわけではなく、①建物がある土地、②担保権等

が設定されている土地、③土壤汚染されている土地、④境界が明らかなでない土地・所有権の存否や範囲に争いがある土地等については、国庫への帰属が認められません(却下事由)。

そのほか、急勾配な土地、除去が必要な工作物等がある土地等、管理に過大な費用や労力を要する土地等は、国庫への帰属が承認されない場合があります(不承認事由)。

審査に必要な手数料は土地1筆あたり1万4千円で収入印紙で納めます。審査を経て国庫への帰属が承認されると、土地の性質や面積に応じて、標準的な管理費用を考慮して算出される10年分の管理負担金を納めなければなりません。負担金の計算式は法務省HPに掲載されていますが、最低でも20万円を必要とします。

負担金が納付されますと土地の所有権が国に移転されます。

改正育児介護休業法の概要について

社会保険労務士
杉田 優



昨年の国会で改正育児介護休業法が成立しました。その施行時期については、今年の4月1日と10月1日の2段階に分けての施行となりましたので、各々の詳細を説明します。

【4月1日からの施行内容】

1 子の看護休暇の見直し

子の看護休暇は、現行では小学校就学始期までの子を養育する労働者が取得できますが、改正後は、「小学校第3学年修了までの子を養育する労働者」となり、休暇の対象労働者が拡大されました。取得事由も、感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話等のケースが新たに追加されたため、名称も「子の看護等休暇」に変わりました。

また、労使協定の締結により対象外にできる労働者の要件のうち、「継続して雇用された期間が6か月未満」の要件が廃止されたため、労使協定の再締結が必要となります。

2 介護休暇に関する改定

介護休暇については、子の看護休暇と同様、労使協定で対象外にできる労働者の要件が見直され、「継続

して雇用された期間が6か月未満」の要件が廃止されたため、子の看護休暇同様に労使協定の再締結が必要となります。

3 所定外労働の制限に関する改定

育児のための所定外労働の制限については、「3歳に満たない子を養育する労働者」から、「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者」に対象が拡大されました。

4 その他の主な改正内容

対象家族が介護を必要とする状況に至ったことを労働者が申し出たときは、介護休業に関する制度についての個別周知、制度の利用についての意向確認、労働者が40歳に達したタイミングでの早期の情報提供及び制度を利用しやすい環境整備が事業主に義務化されます。

【10月1日からの施行内容】

柔軟な働き方を活用しながら、フルタイムで働くことが可能となるよう、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が選択できる複数の措置を講ずることが事業主に義務化されます。

適切な医療を受けるために セカンドオピニオンのすすめ

弁護士
小寺 正史



自らの健康を守るのはまず自分自身です。そのために重大な医療上の決定をする場合には、まず、主治医の説明をよく理解することです。それでもまだ納得がいかない場合は、セカンドオピニオンにより複数の医師の説明を受け、色々な可能性を模索することも大切です。自分の命にかかわることです。自分自身でよく納得の上で、適切な医療サービスを選択してはいかがでしょうか。セカンドオピニオンとは、病気の診断や治療方法について他の医師の意見を求めることをいいます。この必要性について、事例に基づいてご説明いたします。

1 医師には説明義務があります

医師には患者に対し、病名と病状、行う治療の内容、他に選択可能な治療方法があれば、その内容とメリット、デメリットなどについて説明すべき義務があります（最高裁判所平成13年11月27日判決参照）。しかし、現実には、忙しさもあって、医師からの説明も、色々な選択肢があることや、可能性の提示が不十分だったりします。では実際の事例から、どんなトラブルがあって、それを防ぐ手立てがなかったかを検証したいと思います。

Aさん(変形性膝関節症)の事例

Aさんは、ひざの痛みにより、階段の上り下りにも苦労していました。医師からは変形性膝関節症と診断され、治療として運動療法を指示されました。それ自体は変形性膝関節症治療ガイドラインに沿うものであり適切でしたが、医師が患者に対し、その療法のメリットや効果を十分に説明しなかったため、患者であるAさんはあまり熱心に取り組みませんでした。そのためなかなか症状が改善されませんでした。その後、理学療法士などから、運動療法がいかに効果的であるかを懇切丁寧に説明され、Aさんも納得し、熱心に取り組みをはじめ症状は改善されました。

Bさん(腰部脊柱管狭窄症)の事例

Bさんは足にしびれなどがあり、病院で診察を受けたところ、腰部脊柱管狭窄症の診断を受け、痛み止めの薬を処方されました。医師からはこれで痛み

が治まらない場合は手術をするしかないと言われていましたが、手術は受けたくなかったBさんは別の病院を受診。その結果、手術ではなく運動療法の指導を受け、取り組んだところ症状は改善。手術の必要はなくなりました。この事例では、腰部脊柱管狭窄症診療ガイドラインには運動療法が有効と記載されているにもかかわらず、腰部脊柱管狭窄症の治療として、患者に手術のみを説明したのは問題といえましょう。

Cさん(狭心症)の事例

Cさんは、胸の痛みを感じて病院に行ったところ、狭心症と診断され至急カテーテル治療を受けることを勧められ、直ちに入院。カテーテル治療を受けました。しかし後日、別の医師からカテーテル治療までする必要はなかったとの説明があり、愕然とせざるを得ませんでした。カテーテル治療は高額医療費が伴う上、血液をサラサラにする薬などを生涯飲み続ける必要があります。現在も薬を手放せません。この事例のように過剰診療が疑われる場合もあります。

2 セカンドオピニオンの必要性について

A、B、Cの事例からもわかるように、現実問題として、患者自身が医師の説明や、医師の勧める治療方法の他に選択肢があるのかについて判断することは困難なことといえます。したがって、手術など重要な治療方法を勧められ、迷った場合には、セカンドオピニオンを得て、十分に納得してから治療を受けることが重要になってきます。

現在、多くの病院でセカンドオピニオンに対応しています。セカンドオピニオンを希望する場合、そのことを主治医に伝えてください。通常は、画像や検査データなど必要な医療情報や紹介状を渡して協力してくれます。

また、現在はセカンドオピニオンを受け入れる病院が増えていますので、対応している病院で受診してください。なお、札幌医科大学附属病院など「セカンドオピニオン外来」を設けている病院もありますので、積極的に活用してはいかがでしょうか。なお、セカンドオピニオン自体には、医療保険が使えないので、その点ご注意ください。

初心貫徹、 プロフェッショナルな弁護士をめざします。

弁護士
千葉 晴貴



本年4月より、小寺・松田法律事務所に入所しました弁護士の千葉晴貴と申します。

私は、出身は札幌市で幼少期は札幌に加え、旭川、苫小牧と、道内各地を回りながら育ちました。高校卒業後は、北海道大学で大学、ロースクールの5年間を過ごし、縁あって再び生まれ育った旭川の地で1年間の司法修習を経て今回の入所に至りました。

司法修習中の実務修習においては、企業の予防法務、企業間紛争、労働事件、破産事件、離婚・相続、交通事故、刑事事件など様々な事件を見てまいりました。また、旭川地裁は約2万3000平方キロメートルという数字だけでは想像がつかない広大な面積を管轄しており、改善されてきてはいるものの、北海道が抱える司法過疎の課題を目の当たりにする機会も多くありました。これらの修習中の経験は、自身の弁護士としての職務に生かしていきたいと考えております。

また、弁護士という職業は、依頼者の方と弁護士という人のつながりにより成り立っており、私自身もこれを大切に職務に臨んでいきたいと考えております。もっとも、未だ弁護士と潜在的な依頼者の方との距離は、遠いままであると実務修習を通じて改めて実感しています。理想は、かかりつけ医と患者さんの関係のようにいつでも自分自身のトラブルについて相談し、解消できる関係性を構築できることです。もっとも、弁護士の敷居の高さは、病気とは異なり法的リスクの存在は認識することが難しいことなどから、現実のものにするに

はまだまだ多くのハードルがあるものと覚悟しています。このハードルを乗り越えるためには、弁護士の方から市民の方々に歩み寄ることや法律を学んでいない方々にも法的知識を提供する機会を設ける必要があります。そのため、私自身は、この問題意識を持ちつつ、積極的に事務所の中だけではなく外に出て関わる機会を増やし、将来的には市民の方々や子どもたちなどに自己を守るために必要な知識を学ぶための機会を提供する活動を行っていきたくと考えております。

弁護士の人となりを知っていただくことも敷居を低くすることにつながると思います。そこで、私の趣味を少し紹介します。趣味は、スキー、野球観戦、おいしいものを食べることなどです。スキーは幼いころから続けております。今シーズンは修習の関係で行くことはできておりませんが、来シーズン以降は北海道をフルに楽しみたいと思います。また、ゴルフやサイクリングといった新しい趣味にも挑戦したいと考えています。

最後になりますが、私は修習を終えたばかりで実務家としては1年目の若輩者。至らぬ点多々あるかとは思いますが、しかし、「1年目でもプロフェッショナル」と覚悟し、あらゆることを経験して成長しながら職務に邁進していく所存です。また、弁護士という職は、一生勉強といわれていますので、経験を重ねていく中でもこの初心の思いを忘れずに持ち続け、日々研鑽に努めてまいりたいと思います。あらためてご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

いつもK&Mレポートをご覧頂き、ありがとうございます。ご意見、ご感想などありましたら、以下のアドレスまでメール頂ければ幸いです。皆様からの貴重なご意見をお待ちしていますので、よろしくお願い致します。

✉ kmreport@kmlaw.jp

札幌弁護士会所属

弁護士法人 小寺・松田法律事務所

●Homepage <https://kmlaw.jp>

●Facebook <https://www.facebook.com/kmlaw1983>



〔札幌事務所〕〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL 011-281-5011 / FAX 011-281-5060

〔岩見沢事務所〕〒068-0021 北海道岩見沢市1条西5丁目4番地2 ライズビル2階

TEL 0126-22-3380 / FAX 0126-22-3188

〔滝川事務所〕〒073-0036 北海道滝川市花月町1丁目1番10号

TEL 0125-23-8455 / FAX 0125-23-8448

〔苫小牧事務所〕〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階

TEL 0144-36-7230 / FAX 0144-36-3101

K M社会保険労務士法人

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL 011-596-0033